

資料 4－2
令和 6 年度第 4 回振興会議
(R7.2.21)

第二期栗東市商工振興ビジョン ロードマップ（案）

令和 7 年 4 月
栗東市商工観光労政課

目 次

第1章 第二期栗東市商工振興ビジョンロードマップ策定にあたって	1
1. 策定の背景.....	1
2. 位置づけ.....	1
3. 期間	1
第2章 第一期ビジョン後半期ロードマップの評価結果および今後の方向性	2
1. 本市を取り巻く現状について	2
2. 第2期総合戦略のK P I 達成状況について	5
3. 第一期ビジョン後半期ロードマップの評価結果および今後の方向性	6
第3章 第二期栗東市商工振興ビジョンロードマップ	11
1. 重点施策.....	11
2. 具体的施策.....	12
第4章 第二期栗東市商工振興ビジョンロードマップの推進について	19
参考資料	20
1. 令和6年度栗東市中小企業振興会議	20
2. 栗東市中小企業振興会議設置要綱	21
3. 栗東市中小企業振興会議委員名簿	23

第1章 第二期栗東市商工振興ビジョンロードマップ策定にあたって

1. 策定の背景

本市では、平成24年4月に中小企業者（小規模事業者を含む）をはじめ、大企業、市民、市のそれぞれが連携・協働し、中小企業の振興を図ることによって、本市をより豊かで住み続けたいとなるまちにすることを目指して、中小企業振興についての基本理念や基本方針などを定めた「栗東市中小企業振興基本条例」を施行しました。

また、平成25年4月には「栗東市中小企業振興基本条例」の具現化に向け、厳しい経営環境のもとで日々事業を営んでいる中小企業者のビジネスチャンス拡大と、中小企業の振興を通じた本市の発展を図るための3つの重点施策と一般施策を示した「栗東市商工振興ビジョン」（以下、第一期ビジョン）を策定するとともに、平成28年3月には第一期ビジョンに掲げる施策の着実な推進を図るため、概ね10年間で短期と中・長期に取り組む施策の道筋を示す「栗東市商工振興ビジョンロードマップ」を策定しました。そして、その前半期と後半期の各5年間について、具体的な施策をまとめた「前半期ロードマップ」と「後半期ロードマップ」を策定し、本市の商工振興に関する取り組みを展開してきました。

そのような中、第一期ビジョンが計画期間の終了を迎えるとともに、後半期ロードマップも計画期間の5年目を迎えることから、後半期における取組の状況を評価・検証するとともに、本市を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、「第二期栗東市商工振興ビジョン」（以下、第二期ビジョン）に掲げる施策について、今後5年間で実施する施策をまとめた「第二期商工振興ビジョンロードマップ」（以下、第二期ロードマップ）を新たに策定しました。

2. 位置づけ

第一期ビジョンにおける後半期ロードマップを継承するものであり、第二期ビジョンで示した施策を実現するための取組内容を示すものです。

第二期ビジョンおよび第二期ロードマップは、「第六次栗東市総合計画」を上位計画とし、「まちづくりの基本目標」の1つである「経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち」に関連する施策を推進する分野別計画となります。

また、「栗東市デジタル田園都市総合戦略（第3期栗東市総合戦略）」とも密接な関係を持ち、市民満足度をはじめとする評価・検証等を適切に行い、計画的で戦略的な進行管理を図ることが求められます。

3. 期間

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間です。

第2章 第一期ビジョン後半期ロードマップの評価結果および今後の方向性

1. 本市を取り巻く現状について

- 本市はもともと水田農業を中心とした地域で、いわゆる近江穀倉地帯の一翼を担ってきた農村でしたが、旧街道ゆかりの国道1号と8号との結節点という地理的条件に加えて、昭和38年7月の名神高速道路栗東インターチェンジ設置に伴い、わが国の道路網の中核となり、昭和40年代は田園地帯から一転して内陸工業地帯として急激に発展を遂げました。そして、昭和44年には日本中央競馬会栗東トレーニング・センターが誘致され、まちの近代化と経済成長がさらに進みました。
- 平成3年にJR琵琶湖線栗東駅が開業し、本市の新たな玄関口として都市開発が進み、大都市圏近郊型住宅地としての性格を強めることとなりました。また、平成28年には、名神高速道路栗東湖南インターチェンジも設置され、交通インフラの整備が進んでいます。
- こうした交通インフラの整備とともに人口増加が続いてきましたが、全国的な少子高齢化の動きの中で、近年は人口の増加ペースは鈍化傾向にあり、令和3年以降は増減を繰り返すなど、ほぼ横ばいで推移しています。
- 令和6年における本市の人口は70,469人であり、平成26年の人口66,810人と比較すると5.5%と高い増加率となっています。これは、同時期における滋賀県の人口増減率(△0.8%)を大きく上回っています。特に出生率から死亡率を差し引いた自然増減率は、令和4年度で1.26%(3年前比)と全国の市町村で4番目に高くなり、一人の女性が一生の間に出産する子どもの人数に相当する合計特殊出生率は、平成30年～令和4年で1.92と、全国の市区町村で22番目に高くなっています。ただし、令和5年の調査によると、0～4歳および30～39歳の子育て世代は転出超過となっていることから、子育て世代における人口の転出傾向がみられ、本市の大きな課題となっています。
- 感染症の世界的な流行、大規模な自然災害の頻発、経営者の高齢化などによって、多くの中小企業は事業活動の継続が危ぶまれています。中小企業が長期安定的に事業を営むことができるよう、各事業所の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要があります。

(関係法令等)

■小規模企業振興基本法（平成26年6月施行）

小規模企業は、地域経済や雇用を支える重要な役割を担う存在であることを背景に、小規模企業の「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」を原則とした政策体系が必要であるとされています。

■産業競争力強化法（令和6年9月一部改正）

市区町村が民間の創業支援等事業者（商工会議所・商工会、地域金融機関、NPO法人等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業¹等の創業支援および創業機運を醸成する「創業支援等事業計画」について、国が認定することとしています。

本市においても、民間の創業支援等事業者（栗東市商工会や地域金融機関）と連携して創業支援等事業計画の認定を国から受けました。

令和6年の改正では、戦略分野への投資・生産に対する大規模・長期の税制措置および研究開発拠点としての立地競争力を強化する税制措置や、国内経済のけん引役である中堅企業・スタートアップへの集中支援等の措置を講じています。

■小規模事業者支援法（令和2年10月一部改正）

平成26年に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」の一部を改正し、経営改善普及事業²の中に「経営発達支援事業」を新たに位置づけ、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」を経済産業大臣が認定する仕組みを導入し、令和元年の改正で、(1)商工会または商工会議所は市町村と共同で計画を作成する、(2)経済産業大臣が計画認定する際には都道府県知事の意見を聴く、(3)一定の知識を有する経営指導員が計画に関与する、といった内容が盛り込まれました。

¹ 将来的に創業者となる人材を輩出し、開業率向上につなげるための事業です。

² 小規模企業の経営に詳しく、国や地方公共団体の小規模企業施策を熟知した、経営面でのホームドクターといふべき人を全国に配置し、小規模事業者の相談相手をする事業です。

■ 中小企業強靱化法（令和元年 7 月一部改正）

中小企業者の策定する「事業継続力強化計画³」を国が認定する制度で、認定事業者に対し様々な支援措置を講ずるとしています。

それに併せて、小規模事業者支援法も改正され、商工会・商工会議所が市町村と共同して行う、小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業に関する計画を都道府県が認定する制度が創設されました。

■ 栗東市中小企業振興基本条例（平成 24 年 4 月施行）

中小企業の振興に関する基本理念を定め、市の役割、中小企業者等の努力すべき事項および市民の協力について明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市の経済発展および市民生活の向上を図ることを目的としています。

■ 栗東市デジタル田園都市総合戦略（令和 6 年 10 月～令和 12 年 3 月）

「安心して働けるまちをつくる」を基本目標の 1 つに定め、「産業振興と雇用の拡大」を基本的方向とし、「まちに活力をもたらす産業の創出」と「中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化と市内商業の活性化」を主な施策の方向としています。

■ 第六次栗東市総合計画（令和 2 年度～令和 11 年度）

「まちづくりの基本目標」の 1 つである「経済活動が活発で、多様な就労環境があるまち」には、本市の特徴となる具体的な方向性や内容として、「市内で経済活動や投資が循環する仕組みづくりを進めます」「農林業、観光、ものづくりなど地域産業の定着・活性化を推進するとともに、地域資源や環境を活かして新たな産業拠点を形成することで、希望する人に多様な就労機会を創出します」と示しています。

³ 中小企業が自然災害等による事業活動への影響を軽減することを目指し、事業活動の継続に向けた取り組みを計画するもの。経済産業大臣から計画の認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制優遇、低利融資、補助金（ものづくり補助金等）の審査上の加点等の支援を受けることができます。

2. 第2期総合戦略のK P I 達成状況について

第2期総合戦略において、商工振興ビジョンに関連するK P I⁴の達成状況は以下の通りです。

◇しごと

K P I	基準値	目標値(1)	実績値(2)	(2)-(1)
就業者数	31,844人 (H28)	31,844人 (R6)	33,735人 (R3)	+1,891人
事業所立地数	2,838件 (H28)	2,838件 (R6)	2,820件 (R3)	△18件

◇まち

K P I	基準値	目標値(1)	実績値(2)	(2)-(1)
20～40歳代の人口	29,949人 (R1)	29,900人 (R6)	28,498人 (R5)	△1,402人

※実績値は最新の公表データとしています。

- ・就業者数については、令和3年時点で目標を上回る実績となっています。
- ・事業所立地数については、令和3年時点で目標を下回っています。
- ・20～40歳代の人口は、令和5年時点で目標を下回っています。

⁴ 組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味します。達成状況を定点観測することで、目標達成に向けた組織のパフォーマンスの動向を把握できるようになります。

3. 第一期ビジョン後半期ロードマップの評価結果および今後の方向性

①中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

■第一期ビジョン後半期ロードマップのK P I 達成状況

K P I	基準値	目標値(1)	実績値(2)	(2)-(1)
市内事業所の総売上額	9,597億円 (H28)	9,597億円 (R6)	9,810億円 (R3)	213億円
開業(創業を含む)事業所数	59件 (H28~H30延べ)	124件 (R2~R5延べ)	117件 (R2~R5延べ)	△7件

※実績値は最新の公表データとしています。

●後半期ロードマップの評価結果

- ・市内事業所の総売上額については令和3年実績で達成できています。
- ・開業(創業を含む)事業所数は、令和5年度において117件で、94.4%の進捗となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、市内事業者の経営安定の取り組みを最優先する中で、事業の一部を一旦休止扱いとしました。ただし、コロナ禍後も円安や物価高騰等の影響が続いていることから、事業内容を再構築する必要があります。
- ・創業活動への支援については、創業した事業者が良き納税者になるという最終目的が果たされるよう、創業支援等事業者と連携したフォローアップ体制を整えることが必要です。
- ・各種補助金・給付金等について、栗東市商工会のメルマガに加え、市公式LINEなどのSNS媒体も活用して、多くの事業者が活用できるよう、わかりやすい申請手順の整備や支援策の伝達方法の工夫などが必要となります。



●今後の方向性

- ・中小企業の人手不足が深刻になっていることから、就業者数を新たなK P I とします。各種補助金・給付金等の活用に加えて、人材確保、職場環境の改善を新たな柱に加えて再編します。

②消費者ニーズの創出

■第一期ビジョン後半期ロードマップのK P I 達成状況

K P I	基準値	目標値(1)	実績値(2)	(2)-(1)
市民の市内購買率 ⁵	35.7% (R1)	35.7% (R6)	44.7% (R6)	+9.0%

●後半期ロードマップの評価結果

- ・市民の市内購買率について、令和6年7月に実施された「市民の消費ニーズに係るアンケート調査」の結果から、最終期において計画値を大きく上回る状況が確認できます。一方で、計画された事業については未実施が実施を上回る状況になっています。
- ・市外からの誘客も念頭に、エネルギーや物価高騰の影響を受けた消費行動や意識の変化を踏まえて、市民や事業者の意見を聞きながら、個店の魅力情報発信などの具体化を図っていく必要があります。



●今後の方向性

- ・市民の市内購買率を引き続きK P I とします。
- ・循環型経済の実現を目標として、個店の魅力向上や情報発信の強化に努めていきます。
- ・「消費ニーズの創出」と「まちの賑わい創出」を統合し、新たな重点施策として「地域経済の好循環を実現」に取り組みます。

⁵ 市内購買率とは、市民の全購買に占める市内購買の割合のことです。

③まちの賑わい創出

■第一期ビジョン後半期ロードマップのK P I 達成状況

K P I	基準値	目標値(1)	実績値(2)	(2)-(1)
空きテナント数				
・栗東駅周辺	31件 (R1)	26件 (R6)	22件 (R6)	△4件
・手原駅・安養寺周辺	73件 (R1)	62件 (R6)	60件 (R6)	△2件

●後半期ロードマップの評価結果

- ・空きテナント数について、令和6年6月に実施された「空きテナント調査」の結果から、最終期において計画値以上に削減できていることが確認でき、各事業の進捗も概ね実施できています。
- ・空きテナントの対策については、市内の空きテナントへの新規出店を促進するために、中心市街地のみならず、市内全体の賑わい創出を目指し、制度を拡充する必要があります。
- ・空きテナントのデータベース化に関しては、空きテナントが広範囲に存在しており実態把握が困難であることから、休止事業とします。
- ・個店の魅力向上については、一過性のものではなく、実際に新規顧客の獲得につながるよう、商工会と連携したまちの賑わい創出や地域経済の活性化のための工夫をし、事業を進めていく必要があります。



●今後の方向性

- ・空きテナントへの対策については、対象地域を拡大し、取り組みを一層強化します。また、空き店舗等活用促進事業補助金制度の新規市補助件数を新たなK P I とします。
- ・新たな事業用地の創出による産業集積、商業施設立地の実現可能性について検討を進めていきます。
- ・「消費ニーズの創出」と「まちの賑わい創出」を統合し、新たな重点施策として「地域経済の好循環を実現」に取り組めます。

④人材確保と生産性向上

■第一期ビジョン後半期ロードマップのK P I 達成状況

K P I	基準値	目標値 (1)	実績値 (2)	(2) - (1)
就業者数	31, 844人(H28)	31, 844人 (R6)	33, 735人 (R3)	+1, 891人

※実績値は最新の公表データとしています。

●後半期ロードマップの評価結果

- ・就業者数は、企業立地による人口流入などから、令和3年時点で目標値を大きく上回る状況となっています。ただし、今後は少子高齢化が進むと予想されることから、生産年齢人口の状況を注視していく必要があります。
- ・市内企業の人材確保については、事業者アンケート調査の結果から重大な課題と認識され、対応策へのニーズも高いことから、デジタル化による生産性向上と併せて、人材確保につながる継続した取り組みが必要となります。
- ・事業承継については、本市では全国と比べて若い経営者が多い状況ですが、将来的には深刻な問題となることが予想され、後継者育成には長い期間を要することからも、長期的な視点で事業内容を見直す必要があります。



●今後の方向性

- ・就業者数を引き続きK P I とします。
- ・事業承継については、第二期ビジョンの重点施策「経済的・社会的環境の変化に対応できる企業力強化」の中で、長期的な視点で若手経営者育成のニーズ把握や対策の検討などを行っていきます。

⑤新型コロナウイルス感染症の影響に伴う中小企業等の経営安定化と地域経済の活性化

■第一期ビジョン後半期ロードマップのK P I 達成状況

K P I	基準値	目標値 (1)	実績値 (2)	(2) - (1)
市内事業所立地数	2,838件 (H28)	2,838件 (R6)	2,820件 (R3)	△18件

※実績値は最新の公表データとしています。

●後半期ロードマップの評価結果

- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響などから厳しい経営環境にあり、令和3年時点の市内事業所立地数は、基準値から18件の減少となっています。
- ・物価高騰などへの支援については、国や県、市などがそれぞれの立場で果たすべき役割という観点から事業を仕分ける必要があります。今後は、国や県が実施している事業については、市独自の支援を一旦終了します。
- ・プレミアム付商品券事業については、市民の市内購買率の向上で一定の効果が確認されています。ただし、その費用と効果を十分検証し、国や県の施策などを踏まえて、取組内容を検討する必要があります。



●今後の方向性

- ・市内事業所立地数を引き続きK P I とします。
- ・プレミアム付商品券事業については、第二期ビジョンの重点施策「地域経済の好循環を実現」の中で、市民の市内購買率を高める施策と併せて検討していく必要があります。

第3章 第二期栗東市商工振興ビジョンロードマップ

1. 重点施策

第二期ビジョンの3つの重点施策を実現するための6つのK P Iを設定しました。

■ 3つの重点施策

I 地域経済の好循環を実現

- ・ K P I ① ●市民の市内購買率
現状値：44.7%（R6）→44.7%（R11）【現状維持】
- ・ K P I ② ●空き店舗等活用促進事業補助金制度 新規市補助件数
現状値：19件（R2～R5累計）→23件（R7～R10累計）

II 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

- ・ K P I ③ ●就業者数
現状値：33,735人（R3）→33,735人（R11）【現状維持】
- ・ K P I ④ ●市内事業所立地数
現状値：2,820件（R3）→2,820件（R11）【現状維持】

III 経済的・社会的環境の変化に対応できる企業力強化

- ・ K P I ⑤ ●市内事業所の総売上高
現状値：9,810億円（R3）→9,810億円（R11）【現状維持】
- ・ K P I ⑥ ●先端設備投資への支援（市認定件数）
現状値：13件（R5）→18件（R10）

2. 具体的施策

第二期ロードマップでは、第一期ビジョン後半期ロードマップの評価結果や現在の社会情勢などを踏まえ、栗東市らしさに主眼をおいた具体的施策を示しています。

①地域経済の好循環を実現

- ・市内事業者の魅力向上と消費者ニーズの創出による市内調達率の引上げにより、循環型経済の実現を目指します。

【まちの賑わい創出】

(1) 個店の魅力向上

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	りっとうバル・まちゼミ事業 【市・商・中】	地域や商業の活性化につながるまちの賑わいを創出するため、個店の魅力を向上させ、顧客獲得につながる取り組みを行う。	実施 (各年度見直し)				
継続	駅前の賑わい創出の検討 【市・商・中】	駅前に人が集まり、滞留する仕掛けづくりを検討する。	検 討	実施 (各年度見直し)			

(2) 市内購買率・市内調達率の拡大推進（市民：市内購買率、事業者：市内調達率）

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	市民への市内購買率拡大運動に関する周知 【市・商・中・民】	市内での消費購買の推進に向け、市民への周知活動を継続する。	実施 (各年度見直し)				
継続	市内事業者向けの市内調達率を高める広報活動 【市・商・中・大】	商工会と連携し、市内事業者の市内調達率を高めるような広報活動を積極的に展開する。	実施 (各年度見直し)				

(3) 農商工連携による地元産品の販売促進

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	市内小売事業者への地元産品販売拡大の働きかけ 【市・中】	市内小売事業者に対し、地元産品の販路拡大を図るため、地元産品コーナーの設置などを推進する。	検 討	実施 (各年度見直し)			

(4) 「栗東市中小企業・小規模事業者応援ガイドブック」の作成・配布

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	「栗東市中小企業・小規模事業者応援ガイドブック」の作成・配布 【市・商・中】	地域経済の好循環創出のため、域内調達拡大の意義や調達ニーズ等の紹介、創業希望者や事業経営者を支援する国・県・市・商工会等の各種制度の紹介などの冊子を作成し、市内事業者への情報提供と、取引の拡大や企業間連携を促進する。	配布		配布		配布
				作 成		作 成	

(5) 空き店舗等対策の拡充

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	空き店舗等活用促進事業補助金制度 【市・中】	空き店舗等の減少による賑わいの創出および商環境の向上を図るため、空き店舗等への新規出店者への店舗改装費や賃借料への補助を継続する。空き店舗等の実態調査結果を踏まえて、対象区域の拡大を検討し、制度の拡充を行う。	実施 (各年度見直し)				

②中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

- ・補助金等の活用による経営基盤強化と慢性的な人手不足解消に向けた人材確保・育成支援に取り組みます。

【情報発信、サポート体制】

（１）事業者のニーズに合わせた情報発信

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	支援制度等の情報整理・発信 【市・商・中】	国、県、市、その他の公的機関等が実施している各種補助金・給付金等やセミナー、イベント等の情報を収集し、タイムリーに情報発信を行う。	実施 (情報収集・整理含む)				
新規	SNS等を活用した情報発信 【市・商・中】	SNS等を活用した情報発信を行う。 また、活用方法の検討を行う。	実施 (活用方法の検討含む)				

（２）関係機関との連携によるサポート・相談体制による支援

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	サポート体制の継続 【市・商・中】	関係機関と連携し、あらゆる相談に対するサポート体制による支援を行う。	実施 (各年度見直し)				
継続	「りっとう経営なんでも相談会」の実施 【市・商・中】	毎月実施している「りっとう経営なんでも相談会」の充実を図る。相談会の周知方法の見直し、相談日・相談時間の拡充を行う。	実施 (周知方法の見直し含む)				

【補助金等の活用】

（３）経営基盤の強化と資金の支援

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	信用保証料の助成制度 【市・商・中】	経営の安定と販路拡大のために、県制度融資における信用保証料の一部助成を継続する。	実施				

（４）事業継続力強化支援計画の推進

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	事業継続力強化支援計画の活用推進と情報提供 【市・商・中】	中小企業強靱化法に基づき、商工会と市が共同で作成した小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画により、小規模事業者の「事業継続計画」認定制度の活用推進と、支援制度の情報提供を行う。自然災害等の発生状況を踏まえて、必要に応じて計画変更を行っていく。	認定支援				

（５）経営発達支援計画の作成・推進

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	経営発達支援計画の作成・推進 【市・商・中】	小規模事業者支援法に基づき、小規模事業者の持続的発展を目的として作成している「経営発達支援計画」による支援を行う。	実施				

(6) 創業活動への支援

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	「りっとう創業塾」の実施 【市・商・中】	市内での創業者数の増加を図るため、商工会と連携した、「りっとう創業塾」を継続し、事業者のニーズや社会経済情勢に応じて、講座内容や制度内容の見直しを行う。	実施 (各年度見直し)				
継続	創業支援融資利子補給金制度 【市・中】	日本政策金融公庫の新規開業向け融資への利子補給を継続する。	実施				

(7) 創業支援等事業計画の推進

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	栗東市創業支援等事業計画の推進 【市・商・中】	産業競争力強化法に基づき、地域での創業促進を目的として実施する「創業支援等事業計画」に基づく取り組みの推進と、社会経済情勢等に応じた計画変更を行う。	実施				

【人材確保、労働環境の改善】

（８）求人活動や労働環境改善への支援

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
新規	求人募集費用の補助 【市・商・中】	中小企業・小規模事業者の働き手確保のため、求人募集費用の補助を検討する。	検討		実施		
新規	労働環境改善投資の補助 【市・商・中】	市内事業所に勤務する従業員の労働環境改善に向けた取り組みを強化する。	実施				

（９）地元学校・学生を対象とした取り組み

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
新規	市内事業者と、高等学校等進路担当教諭や高校生、保護者等との情報交換会の開催を検討する 【市・中・大】	市内事業者と、高等学校等進路担当教諭や高校生、保護者等との情報交換会の開催を検討する。	ニーズ調査		検討		

（10）「くるみん認定」の周知

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
新規	「くるみん認定」の周知 【市・商・中・大】	「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証である「くるみん認定」の周知に取り組む。	実施				

③経済的・社会的環境の変化に対応できる企業力強化

- ・新事業・新分野などへの挑戦を通じた生産性向上と次世代経営者の育成に取り組めます。

【生産性向上】

(1) 生産性向上への支援

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	先端設備投資への支援 【市・中】	生産性向上特別措置法に基づく、市の導入促進基本計画に沿って導入する先端設備に対し、特例措置を行う。	実施				
継続	デジタル技術導入への支援 【市・商・中】	デジタル化を推進することで、会計処理の効率化や労働生産性の向上を支援する。	実施				

【次世代経営者の育成】

(2) 関係機関との連携によるサポート・相談体制の構築

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
継続	サポート体制の構築 【市・商・中】	関係機関と連携したサポート体制による支援を行う。	実施				
継続	事業承継相談会の開催 【市・商・中】	事業承継相談会を市内で定期的に開催する。	実施				

(3) 次世代経営者の育成支援

区分	事業名	事業内容	計画期間				
			R 7	R 8	R 9	R10	R11
新規	若手経営者育成へのニーズの把握と対策の検討 【市・商・中】	次世代を担う若手経営者の育成支援への取り組みを検討する。	ニーズ調査		検討		

第4章 第二期栗東市商工振興ビジョンロードマップの推進について

中小企業者をはじめ、大企業、市民、その他の団体、市のあらゆる主体が連携・協力体制を強め、中小企業振興基本条例に基づき、それぞれの責務と役割の中で各事業に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、戦略を実行します。

併せて、本計画の進行管理として、各事業の実効性を定期的に検証していく必要があるため、毎年度、事業単位で進捗状況や実績等をまとめ、「栗東市中小企業振興会議」において検討を行うなど、PDCAサイクル⁶による検証を行っていきます。

また、計画期間中における経済情勢や社会環境の変化等により、新たに必要とされる事業や、不要になり見直しを求められる事業等への対応について、柔軟に取り組んでいきます。

⁶ Plan/Do/Check/Action の頭文字を揃えたもので、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の流れを次の計画に活かしていくプロセスのことです。

参考資料

1. 令和6年度栗東市中小企業振興会議

回数	開催日	内容
第40回	令和6年7月2日（火）	・ 商工振興ビジョン後半期ロードマップに係る進捗状況について ・ 今年度の主な実施事業について ・ 令和6年度中小企業振興会議スケジュールについて ・ 後半期ロードマップの最終評価について ・ 第二期栗東市商工振興ビジョンについて ・ その他
第41回	令和6年8月28日（水）	・ 商工振興ビジョン後半期ロードマップに係る進捗状況について ・ 消費ニーズ調査&事業者実態調査&空きテナント調査進捗状況 ・ 栗東市商工振興ビジョン後半期ロードマップ最終評価（案） ・ 第二期栗東市商工振興ビジョン骨子（案）について ・ その他
第42回	令和6年11月8日（金）	・ 商工振興ビジョン後半期ロードマップに係る進捗状況について ・ 栗東市商工振興ビジョン後半期ロードマップ最終評価について ・ 第二期栗東市商工振興ビジョン素案について ・ その他
第43回	令和7年2月21日（金）	・ 商工振興ビジョン後半期ロードマップに係る進捗状況について ・ 第二期栗東市商工振興ビジョンについて ・ 第二期栗東市商工振興ビジョンロードマップについて ・ その他

２．栗東市中小企業振興会議設置要綱

平成２２年９月２８日

（設置）

第１条 市及び中小企業者等が中小企業の振興方策について協働で検討するため、栗東市中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 振興会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提案する。

- （１） 栗東市中小企業振興基本条例に関すること。
- （２） 栗東市商工振興ビジョンに関すること。
- （３） 栗東市商工振興ビジョンロードマップに関すること。
- （４） 栗東市商工振興ビジョンロードマップに基づく事業実施計画に関すること。
- （５） 第２号から第４号までについての進行管理に関すること。
- （６） 前各号に掲げるもののほか中小企業の振興に関すること。

（組織）

第３条 振興会議は、委員１０人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （１） 学識経験者
- （２） 関係機関の代表者
- （３） 関係団体の代表者
- （４） 関係行政機関の職員
- （５） 公募による市民

（任期）

第４条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌年度の３月３１日までとし、再任を妨げない。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第５条 振興会議に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

- ２ 会長は、振興会議を代表し、会務を統括する。
- ３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は欠けたときはその職務を代行する。

（会議）

第６条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- ２ 会長は、専門的な事項を調査するため、必要に応じて、振興会議に委員及び部会委員で組織する専門部会を置くことができる。
- ３ 部会委員は、振興会議において選任し、会長が依頼する。
- ４ 部会委員は、専門的な事項の調査を終えたときをもって、その任を終えるものとする。

(関係者の出席)

第7条 会長は、所掌事務について必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 振興会議の庶務は、環境経済部商工観光労政課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮り別に定める。

附 則

この告示は、平成22年9月28日から施行する。

附 則（平成24年4月1日告示第65号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第86号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月13日告示第74号）

この告示は、平成28年5月13日から施行する。

附 則（平成30年4月1日告示第82号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日告示第37号）

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日時点で在任中の委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

附 則（令和3年4月1日告示第1052号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第1046号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

3. 栗東市中小企業振興会議委員名簿

■委員名簿（令和7年〇月〇日時点）

所 属 等	氏 名	根 拠	備 考
立命館大学 経営学部教授	近藤 宏一	第3条（1）	副会長
栗東市商工会 顧問	清水 憲	第3条（2）	会長
一般社団法人栗東市観光協会 会長	田中 義信	第3条（2）	
杉本総合会計 代表	杉本 浩志	第3条（2）	
積水化学工業株式会社滋賀栗東工場 企画管理部長	玉田 和久	第3条（2）	
株式会社滋賀銀行栗東支店 支店長	柳原 和範	第3条（2）	
びわ湖放送株式会社 企画営業・インターネットTV推進室 企画営業担当部長	水沼 崇	第3条（2）	
草津・栗東地区労働者福祉協議会 事務局長	福永 直人	第3条（3）	
公益社団法人栗東市シルバー人材センター 理事長	高野 正勝	第3条（3）	
公募委員	掛作 茉莉子	第3条（5）	
株式会社滋賀銀行栗東支店 支店長	梶本 修作	第3条（2）	任期 令和6年7月5日まで

※順不同、敬称略

【事務局】 栗東市環境経済部 商工観光労政課

【オブザーバー】 栗東市商工会

第3条 （1）学識経験者

第3条 （2）関係機関の代表者

第3条 （3）関係団体の代表者

第3条 （4）関係行政機関の職員

第3条 （5）公募による市民

以上